

福祉環境委員会

令和元年7月22日(月)
10時00分～ 時 分
第1委員会室

【委員】柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

〔健康福祉部〕前木健康福祉部長、久保健康医療対策課長、
湯浅健康医療対策課副参事

〔旭支所〕西川旭支所市民福祉課長

〔弥栄支所〕木屋弥栄支所市民福祉課長

【事務局】新開書記

議 題

1 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)の検討について

2 政策討論会について

3 その他

浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)

私たちは、認知症の人とその家族に寄り添うことを基本とし、認知症に関する正しい知識を得て、積極的に認知症予防に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市、認知症の人、市民、事業者及び関係機関の責任と役割を明らかにすることによって、認知症に関する施策と取組を総合的に推進し、誰もが生き生きと活躍でき、希望を持って安心して暮らし続けることができるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 認知症の人 認知症の診断を受けた人及び診断は受けていないが認知症に類する変化を自ら感じ、周囲の人が当該変化を感じられる人をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 認知症の人の支援に携わる医療、介護、福祉、保健、教育、法律、生活関連等の機関をいう。
- (6) 認知症サポーター 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を見守り、支援する者をいう。
- (7) 生活習慣病 食生活、運動、喫煙、ストレスなど生活習慣が深く関与し、脳血管疾患、心疾患の発症の原因となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の疾患の総称をいう。

(基本理念)

第3条 認知症の人にやさしいまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき、認知症の人が暮らしやすいやさしいまちづくりを推進するものとする。

- (1) 認知症に関する正しい知識と理解に基づき、認知症の人とその家族の

よりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、地域全体で支えること。

(2) 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、希望と尊厳をもって、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すこと。

(3) 市、認知症の人、市民、事業者及び関係機関がそれぞれの責任と役割を認識し、相互に連携すること。

（市の責任）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、事業者、関係機関と連携し、生活や介護における課題を調査分析し、認知症の人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができるまちづくりのための施策を、総合的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターを拠点とした必要な組織体制の整備を図るとともに、絶えず施策の実施状況と効果を検証し、内容を見直すものとする。

（認知症の人の役割）

第5条 認知症の人は、暮らしやすいまちをつくるために、自らの希望や思いを家族や身近な人、市、関係機関に発信するものとする。

2 認知症の人は、地域の一員として、自らの意思により社会参画するものとする。

（市民の役割）

第6条 市民は、認知症に関する正しい知識を得てその理解を深め、介護予防、見守りなど市民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人が様々な領域で社会参画できるよう配慮するものとする。

3 市民は、日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、認知症になったとしても自分らしくより良い暮らしができるための備えとして、関係機関が実施する認知症に関する取組に参加するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、認知症の人が安心して自らの意思によって働くことができるよう、その人の特性に応じた配慮に努めるものとする。

2 事業者は、認知症に関する知識や対応力を深めるため、従業員に必要な

教育を実施するよう努めるものとする。

- 3 事業者は、市民、関係機関、市が実施する認知症に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第 8 条 関係機関は、早期から認知症の人の変化に気づき、認知症の人が安心して暮らすことができるように当該機関が連携し、協働して必要な支援を行うよう努めるものとする。

（人材の育成と正しい知識の普及）

第 9 条 市は、関係機関と連携し、認知症に関する専門知識を有する人材の育成と確保に努めるものとする。

- 2 市は、認知症に関する正しい知識を普及するため、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、研修会の開催、広報媒体の活用など必要な施策を実施するものとする。

（認知症予防施策）

第 10 条 市は、認知症の予防活動を行うための環境整備、認知機能検査の実施など、認知症の予防に関する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 市は、認知症の発症や進行に生活習慣病が深く関わっていることに鑑み、必要に応じて、生活習慣病の予防に関する指導と助言を行うものとする。
- 3 市は、認知症予防に関する取組を実施する地域組織に対し、必要な支援を行うものとする。

（認知症の人とその家族への支援施策）

第 11 条 市は、認知症の人とその家族が相談や交流を行うための環境整備を図るとともに、地域における互助、共助の活動に対し支援するものとする。

- 2 市は、認知症の進行に応じた適切な支援を早期に実施するため、関係機関と情報の共有を図り、連携体制を整備するものとする。
- 3 市は、行方不明となる恐れのある認知症の人を早期に発見保護するため、市民、事業者、民生委員などと連携した見守り体制を図るものとする。
- 4 市は、認知症と診断された人による事故について、本人とその家族に対し、必要な支援を行うものとする。

（その他）

第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行する。